

住田町森林・林業日本一の町づくり寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、町の面積の9割を占める森林に感謝し、森林と森林に携わる人々を守り育てる「森林・林業日本一の町づくり」を推進するにあたり、ふるさとの山への想いをもつ人々、さらには多様な人々からの寄附金を財源に、寄附者の社会的投資を具現化することにより、寄附を通じた住民参加型の地方自治を実現し、個性ある活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条の規定する寄附者の社会的投資を具現化するための事業は、次のとおりとする。

- (1) ふるさとの森林(もり)づくりに関する事業
- (2) 森林を活用した町づくりに関する事業
- (3) 森林・林業環境教育に関する事業

(基金の設置)

第3条 寄附者から収受した寄附金を適正に管理運用するため、住田町森林・林業日本一の町づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(寄附金の使途指定等)

第4条 寄附者は、第2条各号に規定する事業のうち、いずれに充てるかをあらかじめ指定できるものとする。

2 寄附金のうち前項の指定がないものについては、町長が当該事業の指定を行うものとする。

3 町長は、前項の指定を行った場合は、寄附者にその内容を報告しなければならない。

(寄附者への配慮)

第5条 町長は、基金の積立て、管理及び処分その他の基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金への積立て)

第6条 基金として積み立てる額は、第4条の規定により寄附された寄附金の額とし、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(基金の管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第8条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第9条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(運用状況の公表)

第10条 町長は、毎年度の終了後3か月以内にこの条例の運用状況について、公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成20年9月10日提出

住田町長 多 田 欣 一

理由

住田町森林・林業日本一の町づくり寄附条例を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。